

メディアを活用した豪市場向け情報発信業務委託仕様書

1 業務の名称

メディアを活用した豪市場向け情報発信業務

2 業務目的

本業務は、訪日旅行に関心を有するオーストラリア市場（以下「豪市場」という。）をターゲットとし、豪州で訴求力のあるメディアによる情報発信を通じて、南九州 3 県（熊本県、宮崎県、鹿児島県。以下「南九州 3 県」という。）の認知度向上及び誘客拡大を図ることを目的とする。

3 業務の履行期限

令和 8 年 3 月 25 日（水）

4 ターゲット

豪市場を対象とする。

令和 6 年度に招請した豪州旅行会社と連携したプロモーションに資する取組として、豪州在住の 55 歳以上とすること。

5 業務内容

(1) メディアの選定

- ・ 豪市場における訪日旅行への関心層に影響力を有するメディアを 1 社以上選定・招請すること。
- ・ ターゲット層は、豪州在住の 55 歳以上とすること。
- ・ メディアの募集・選定について効果的な手法を提案すること。
- ・ 起用予定のメディアを具体的に示し（複数社を候補として示すことは可とする）、その選定意図を明示すること。
- ・ 起用予定のメディアについて、以下の情報を明示すること。
 - ① 発行部数／配信数
 - ② 読者層（年齢層等）及び読者数／視聴者層及び視聴数
 - ③ 発信媒体の概要
 - ④ 掲載予定内容
 - ⑤ その他参考となる情報

(2) ツアーの実施

- ・ 豪州旅行会社「イグナイトトラベル (Ignite Travel)」が造成した旅行商品

「Southern Soul of Japan with Kyushu and Okinawa」のうち、南九州３県に関連する行程・コンテンツを体験させ、当該メディアがその魅力を発信できる内容とすること。

(参考) Southern Soul of Japan with Kyushu and Okinawa

<https://mycruises.com.au/package/southern-soul-of-japan-with-kyushu-and-okinawa-tour/>

- ・ ツアーの企画にあたっては、招請するメディアの意向を反映させるとともに、南九州３県と十分に協議の上で進めること。
- ・ ツアーの実施時期については、南九州３県と協議して決定すること。
- ・ ツアー実施に係る一切の予約・手配業務（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳、旅行保険、航空券等）を行うこと。

(3) 情報発信等の管理

- ・ 招請メディアは、自身が保有する媒体を活用し、ターゲット層に対して効果的な情報発信を行うこと。
- ・ 情報発信は、１媒体につき１回以上行うこと。
- ・ 発信内容は、ターゲット層に対して、旅行商品の魅力が十分に伝わり、南九州３県への旅行を促すような構成とすること。
- ・ 情報発信においては、必要に応じて南九州３県の観光サイト、SNS アカウント及び旅行商品予約サイト等への誘導を行うこと。

(参考) 誘導先サイト一覧

- ・ 熊本県観光サイト「OFFICIAL KUMAMOTO TOURISM GUIDE」
(<https://kumamoto.guide/en/>)
- ・ 宮崎県観光サイト「VISIT MIYAZAKI」
(<https://www.kanko-miyazaki.jp/en>)
- ・ 鹿児島県観光サイト「Discover Kagoshima」
(<https://www.kagoshima-kankou.com/for>)
- ・ 熊本県公式 Facebook「Kumamoto Japan Tourism」
(<https://www.facebook.com/kumamoto.en>)
- ・ 宮崎県公式 Facebook「Visit Miyazaki」
(<https://www.facebook.com/miyazakipref.eng/>)
- ・ 宮崎県公式 Instagram「visitmiyazaki」
(<https://www.instagram.com/visitmiyazaki/>)
- ・ 鹿児島県公式 Facebook「Discover Kagoshima」
(<https://www.facebook.com/KagoshimaTravelGuide>)
- ・ 「Southern Soul of Japan with Kyushu and Okinawa」予約サイト

(<https://mycruises.com.au/package/southern-soul-of-japan-with-kyushu-and-okinawa-tour/>)

(4) 情報発信の露出拡大

- ・ 情報発信をより多くのターゲット層に届けるため、予算の範囲内で露出拡大に資する取組を実施すること。

(5) 効果測定及び報告

以下の事項について実施し、報告書としてとりまとめること。

- ・ 招請メディアに対して、ツアーの実施状況が確認できる報告書の提出を求めること。
- ・ ツアー終了後、メディアから南九州 3 県における旅行体験に関する意見・評価を聴取し、外国人観光客目線での課題を抽出・分析すること。
- ・ 上記の内容を総合的に分析し、後述する実績報告書として提出すること。

6 実績報告

- (1) 業務終了後、実績報告書及び委託業務終了届を速やかに作成し、提出すること。
- (2) 実績報告書には下記の内容を盛り込むこと。
 - ・ 実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた南九州 3 県への送客効果）
 - ・ 南九州 3 県の観光サイト等への誘導実績（可能な限り測定すること）
 - ・ 招請メディア等からの意見をもとに分析した南九州 3 県のインバウンド誘客に係る課題
- (3) 実績報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすく行うこと。

7 その他の留意事項

- (1) 本業務においては、著作権の取扱に十分注意し、受託者において、訪問及び情報発信等に必要な撮影許可等をとること。
- (2) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、委託者に帰属し、委託者の許可なくして使用・流用してはならない。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (3) メディアによる情報発信は、契約期間の終了後もやむを得ない理由がない限り、内容を改変し、または公開を取りやめることがないよう、受託者は各メディア

と係る条件を付した契約を締結するなど、必要な措置を講ずること。

- (4) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の執行にあたって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。これらは、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。